様式第８号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

那珂川市長　　　　　　　　　　　印

　　　那珂川市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書

　　年　　月　　日に申請がありました交付申請については、下記理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

却下の理由教示

　この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那珂川市長に対して異議申立てをすることができます。

　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に限り、那珂川市長を被告として提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

問い合わせ先